

中日教育の比較研究

—法学教育の諸問題—

王 玉 珊
堀 毅

まえがき

- I. 中日法学教育の概況
- II. 中日法学教育の課程設置の比較
- III. 中日法学の教育方法の比較
- IV. 中日法学教育の教師レベルの比較
- V. 中国における法学教育の諸問題
- VI. 日本における法学教育の諸問題
- VII. 中国の法学教育構想を完備する

あとがき

ま え が き

経済のグローバル化につれて、世界各国の交流は日増しに頻繁となり、法学教育の領域でも盛んとなっている。

現在、アジア諸国は自国の法学教育体制を積極的に探求し改革を行っている。中日両国は近隣であると同時に、伝統法律文化を共有し、類似した法制近代化の経歴を持ち、法学教育の改革と発展の方面で数多くの共同課題を抱え、その経験と教訓は両国間に共通した啓発と参考の意義を有している。

本論は、中日両国における法学教育の諸問題を共同研究により探求し、今後に資することを意図するものである。

I. 中日法学教育の概況

1. 中国の法学教育概況

法学は社会科学から分かれた主な学科の一つであり、悠久な歴史を持っている。一つの独立の学科として法学は大学教育の主要科目の一つであり、法学専攻も各国大学で設けられている。統計によると、中国の1000か所以上の大学で法律専攻を開設した大学は620校で、在校学生は約40万人に達している⁽¹⁾。法学は従来から文科系学科の人気専攻で、特に近年多くの学校は、法学専攻の募集対象が文理ともに拡大しているにつれて、理科系の学生の志願人数もますます増えてくる。

現在、中国では既に多ルート、多形式、多レベルの法学教育体制が形成されている。構造から見れば普通高等法学教育、成人高等法学教育と法学継続教育などがある。類型と性質から見れば、全日制の教育、一時休業の教育及び定時制の教育に分かれている。法学教育のレベルから見れば、法学本科、法学第二学位、法学修士と博士などの正式学歴と学位の教育もあるし、法学中等学校、短大及び学生構成の一番複雑な成人法学教育もある。法律類本科の学制は四年で、短大は三年、中等職業は二年である。修士課程の学生募集はほとんど全国統一試験と学校試験が統合する制度に依据し、学制は二年から三年までとなる⁽²⁾。成人法学教育は学生募集と採用方式は多種多様である。合格者は普通職場を離れることなく、学制も三年から五年までと異なっている。中等法律職業教育は一般的に中学と高校の卒業生から新入生を採用し、学制は普通二年である。

現在、中国における法学専攻を開設した大学の中で、実績のある学校は北京大学、中国人民大学、武漢大学、厦門大学、中山大学と中国政法大学などがあり、これらの学校は法律を志す者にとって、理想の存在となっている⁽³⁾。人材採用もこれらの学校に重点が置かれている。

ほかの法学大学はランクの判断が難しいが、以下の観点から学校のラン

クを考慮しても良い。

まず法学博士スポットと国家重点学科を開設する学校で、例えば北京大学、中国人民大学、武漢大学、厦門大学、中国政法大学、西南政法大学、吉林大学、華東政法学院、對外經濟貿易大学など列举できる。

次は政法類の専門大学で、中国政法大学、西南政法大学、華東政法学院、中南財經政法大学、西北政法学院などある。最後は涉外類学校で、對外經濟貿易大学、外交学院、國際關係学院などある⁽⁴⁾。

2. 日本の法学教育概況

現在、日本全国に国立大学は99校、公立大学は75校、私立大学は512校あり、また私立、国公立短大は541校ある。そのうち、125の大学は法学部或いは大学院を設けてある⁽⁵⁾。日本の大学の法学専攻は本科生が四年、短大が二年となる。大学は普通学年制を実施して、一部の学校では授業単位制を実施している。大学の新生募集は高卒或いは同等学歴以上の人を対象としている。修士課程は2年、博士課程は3年である。

日本の各大学の法学教育の実力は司法試験の合格者数および合格率で判断できる。2004年、合格率がベスト十五位にランキングされたのは京都大学・東京大学・一橋大学・大阪大学・慶應義塾大学・名古屋大学・神戸大学・東北大学・早稲田大学・首都大学東京・広島大学・立教大学・九州大学・上智大学・北海道大学である。

II. 中日法学教育の課程設置の比較

1. 中国法学教育の課程設置

現在、中国大学の専攻設置は、従来に比べ多元化してきている。法学一級学科に法理学、法制史、民商法、憲法と行政法、経済法、刑法、国際法、訴訟法、自然資源と環境保護法、軍事法という二級学科を10科目含めている。

全国における大学の法学専科は公共基礎授業、学科核心授業、必修授業と任意選択授業が含まれている。公共基礎授業は国家教育部の統一規定に基づいて政治理論、大学外国語、計算機原理と運用、思想道德修養、大学国語、高等数学、論理学、政治経済学などの内容からなる。法学専攻の本科教育は14科目の核心科目を設置している、それは法理学・中国法制史・憲法・民法・商法・経済法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法と行政訴訟法・知的財産法・国際法・国際司法及び国際経済法である⁽⁶⁾。

他に応用型、高レベルの法曹人材（裁判官、検察官、弁護士）を育成し、同時にもっと多くの非法律専攻の本科卒業生を引き付けるために、アメリカ法学院の経験を参考にして、中国は1995年から法律修士課程の学位院生を設置し始めた⁽⁷⁾。

次は東北財経大学法学院を例として、関連する課程設置の状況を紹介する。

東北財経大学法学院は本科四年生に60余りの課程を設けて、合計144単位、2280授業時間である。その中、公共基礎は53単位、学科核心は39単位、必修（専攻基礎と専攻選択履修を含む）は38単位、任意選択は、少なくとも14単位を占めなければならない。学科核心は上述のような教育部が定めた14科目の課程となっている。専攻基礎科目は契約法・税法・金融法・不動産法・国際投資法・国際貿易法・WTO 法律制度・海商法を含めている。専攻選択履修授業は外国民商法・婚姻と継続法・司法文書・環境と資源保護法、専攻外国語・外国刑法・比較行政法・労働法・アメリカ契約法・仲裁法・EU 法律制度・論理学を含めている。また、財経学校であるから会計学・財政学・貨幣銀行学・管理・国際貿易実務・マーケティング・証券と先物・保険原理などの経済関係科目を任意選択履修科目に入れている⁽⁸⁾。

2. 日本法学教育の課程設置

大学本科の段階で基礎教育を重視している日本において、各大学法学部

の本科課程設置は法律専攻課程以外、法律職業に無関係な教養課程もある。法学部の授業科目は内容によって一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の四つに分かれている。一般教育科目はまた人文、社会、自然という三つの分野に分かれていて、必修科目である。人文は哲学・心理学・文学などから構成されている。社会は政治学、経済学、国際関係論等、自然は数学、地学、生物学などである。専門教育科目は基礎法学・私法学・公法学と政治学などで構成されているのが一般である。

日本の法学教育課程設置の特徴は二つある。一つは学生の知識視野の拡大を目指し、基礎科目の設置を重視している。すなわち、学生は、人文・社会・自然科学のバランスをとることで、教養レベルの向上を図っている。二つは専攻科目の設置は国の実情を体現すると同時に国際間の交流をも重視している。必修授業は国内法を主として、選択履修授業は外国法特に欧米法の比率が高い。

III. 中日法学の教育方法の比較

1. 中国の教育方法

社会科学の中で、法学は理論性と社会実践性の二面性を有する。中国における法学の研究と教育発展の中で、一貫して理論研究と教養の向上の重要性が強調されてきた。これは学生の理論知識と文化素養の向上に有利であるが、実践能力と総合素質の育成には不利である。

この問題を解決するために、中国の大学の法学部は本科高学年の教育の中で卒業生を専攻実習に参加させることを通して、授業で学んだ知識を社会の司法実務に融合し、実践の中で検証を得ると同時に、学生たちが法律知識を生かして問題を分析、解決する能力を鍛えることも意図している。卒論の作成を通じて、教科書で習った知識を実践で得た問題に結びつけて理論上から検討することによって、教科書の知識から社会実践まで、そしてもっと高い理論知識に到達する過程を完成させる。この点から言えば、

学生に専攻実習に参加させたり、卒論作成を指導したりするのは学生の業務素質を向上させる上で重要手段といえる。

同時に中国では既に法律実務人材の育成に適応した教育方法の採用を始めた。例えば判例研究、裁判所見学、法律診療所、模擬裁判などがある。但し、これらの教育方法はもっと多くの法学大学で普及し、深化させるべきである。

2. 日本の教育方法

日本の大学の法学教育は、幅広い法律現象と政治現象に関わる基礎理論を教育の中心に置いてある。教育の主要方法は講義である。講義の方式は講義とゼミナールの二種類に分かれている。学年必修科目は大体講義の形式をとって、人数は多い場合は200人から500人にも達している。教育は講座をベースに行って教師は課程ごとに講座を担当するのが一般的である。

講義は法学原理の解明と法典条文の解釈及び法律問題の論議を重視している。ゼミナールは議論式の教学方式である。その目的は授業の消化でなく、学生の研究能力を向上することである。ゼミは教授が主導して、参加者はある課程を修了してテーマは教授が定め、「近代哲学の基本問題」など固定的テーマもある。ある大学の法学部は教学計画の中で演習科目を単独に設置し、相当する授業単位を設定する。演習というのは教師の講義と直接指導の上に学生の能動性を十分に発揮する学習方式である。

演習は中国の「教室検討」に似ている。日本は法学教育を高等教育の普及科目として行っているので、4年間の勉強の中で学生に実習に参加させない。後半になって学生を一般的な法律質疑応答の活動に参加させたりしている。勉強は基本的に予習・講義・討論・試験などの要素で構成されている。試験は、通常、前期試験と後期試験に分かれている。法学部の本科生は必ずしも卒論を作成する必要はなく、試験に合格して定まった授業単位を修得すれば卒業できて、法学学士学位を取得できる。

IV. 中日法学教育の教師レベルの比較

1. 中国法学教育の教師レベル

中国では高等学校の本科、専科教学任務を担う教師は必ず本科以上の学歴を備えなければならない。教師の資格は教授、副教授、講師、助手に分けられている。教師は本人の教学業績、科学研究レベル及び成果に基づいて学術職階申請を提出し、教授でできた専門家スタッフより職階を評定し、上進を決める⁽⁹⁾。職階評定が終わったら、関連学校より招聘される。現在、中国普通高等法律大学は全て副教授、講師の評定権利を持っている。一部の学校は副教授と教授の評定権利を持っている。他の学校は初期審査の後中央政府及び省、市の教育部門の審査、批准を受ける。

2. 日本法学教育の教師レベル

日本の大学の教授職階は教授、助教授、講師、助手となっている。教授は主に研究したり、研究を指導したりして、助教授は教授の仕事をサポートして、助手は助教授の仕事を協力して、講師は教授或いは助教授に相当する仕事に従事している⁽¹⁰⁾。

戦後、日本の教授チームは高学歴の傾向を示していた。大学職階の構成は教授、助教授が半分以上を占めている。大学の学長は公式招聘、評定採用の方法で教授、助教授を任用する。人選は先ず教授会の審査を受け、そして2/3以上の投票で可決したら学長より文部科学省の審議へ提出し、認可を受ける。講師、助手の任用は教授の指名があって、教授会において審議し学長の批准を受けるのが一般である。

教員の資質自体に関しては、次のような問題がある。

第一の問題としては、司法制度の大改革により、法科大学院が設置され、そのため、既存の大学課程から、専門課程の教員が大量に移り、学部担当の科目に人材難の現象が生じた。このことは、日本の法学教育の場に

において、大きな潮流が巻き起こったと言えよう。

第二の問題としては、大学教員の研究環境の悪化がある。

言うまでもなく、大学の教員は、研究・教育・学事という三つの仕事を遍くこなさなければならない。特に、私立大学の教員は、国公立の教員に比べ、授業の持ちコマ数も多く、学内の委員会などの負荷は、国公立の教員に比べ数倍にも及ぶこととなる。

私立大学のある教員は、同時に7つの委員会に所属し、そのため体調を崩し入退院を繰り返している。

朝日新聞社は、『大学ランキング』により、専任教員一人当たりの学生数を公表しているが、その値が50人を超えている学部もみられる⁽¹¹⁾。

第三の問題としては、大学側の教員を管理する上で、基準が甘く、厳しさに欠如しているという点である。

某私立大学の法学部の紀要は、年に二回の発行が原則となっているが、論文の集まりが悪く、一号と二号とを合併号として刊行せざるを得ないという状況に追い込まれている。

人によっては、三年間に一本程度の論文しか書いていないが、本人は何の負い目を感じていない。

さらに深刻な問題は、この程度の教員でも決して例外的な存在ではなく、研究に手抜きをするという風潮が大学を覆い始めていることである。

大学は、研究意欲を喪失した教員に対し、有効な手立てを講ずることは少ない。

このため、教員に対する管理が行き届かない大学においては、教員の学者としての資質は大きく低下していると言わざるを得ない。

ちなみに、中国のある大学では、年間の研究成果として、ノルマを課している。

その基準は、教授—30000字、副教授—20000字、講師—10000字で、不履行の場合は、教授—1000元、副教授—6000元、講師—300元をボーナスから差し引くという規程がある。

ノルマを達成できない者は、直ちに解雇されることはないが、当然、昇格・昇任への道は閉ざされる。

V. 中国における法学教育の諸問題

1. 法学部卒業生の素質欠陥

(1) 実務能力が不足である

学生の実務能力にはたくさんの問題が存在し、育成した人材には实际需要と大きなギャップが有る。社会評価によると法学卒業生は実務運用能力に乏しく、法律実務の実際運用方式を理解しない。法律条文を機械的に当てはめて、事件の具体的形勢に対する全面的な分析が足りず、突発事件や複雑な案件の対応能力に欠如している。司法部門の話によると卒業生は法律実務部門に就職してから案件の審理と処理及び各種法律事務の代理ができるまで少なくとも三、四年以上の期間がかかるとされる。

(2) 素質差が大きい

法学卒業生の素質差が大きい。この差はたくさんの方に現れている。例えば、学校のレベルによる差も大きいですが、学歴のレベルによる差は更に大きい。

学生たちの素質差別は司法試験の合格率で少しでも分かるようになった。中国は2002年から全国統一の司法試験を実施し始めて、裁判官、検察官、弁護士の資格を取得する前提は統一司法試験を受けて合格することである。統一司法試験は法律関連職業を全部カバーしていないが、主要部分を十分にカバーしている。2002年、司法試験制度を実施して以来、02年の全国合格率は7%、03年は10.18%、04年は11.22%であった。05年の出願人数は24.4万人、受験人数は21.9万人で、そのうち31664人が合格し、全体の合格率は14.39%であった⁽¹²⁾。

(3) 法律思考能力に乏しい

法律思考というのは法律ロジック（法律規範原則と精神を含む）に基づい

て問題を観察、分析、解決する思考方式である。法律思考能力は法律家の一番核心的な素質で、法律家になるための不可欠な基本要件である。司法過程の中で厳格な法律思考に依拠することこそ、個人の偏見を取り除き、任意性を避け、法律問題を解決する正確な結論を形成し、導き出すことができる。然し、大部分の法学卒業生はこの能力に欠け、思考方式はまだ「常人」の思考に留まって、「普通の人」から法律職業人への切り替えがまだ完成していなかったのである。

(4) 職業倫理観念が希薄である

法律職業は「公平、正義、秩序、効率」等の基本価値理念への追求を体现するから、法律専門職には理性と寛容な精神、剛直と廉潔な品格を要求され、法律と事実そして社会に忠実である高尚な心情を持たなければならない。法律に精通することで社会に被害を与え、社会秩序の破壊者であってはならない。然し、中国大多数の法学卒業生は強い法律職業倫理観念を持たなく、ただ関連法律知識を身に付けるだけで法律職業の基本要件が揃ってない。

(5) 知識構造が不合理である

法学は社会生活の各方面に関わって証明学、法医学などの自然科学と内的な関係を持つし、哲学や政治学、経済学、社会学、管理学などとも密接な関係を持っている。これはやはり法学専攻の学生に専門知識を身につけると同時に自然科学知識、人文知識とその他の社会科学知識を把握することも要求される。

このような学科知識は法学専攻自身の要求でもあるし、法学卒業生が将来仕事する時の需要でもある。ところが、中国の法学学生は普通高校を卒業し大学に進学して法律を勉強し始めるので、基本の法律知識以外は他の学科の知識にあまり触れられないのである⁽¹³⁾。

2. 卒業生の素質欠陥を起す原因

法学卒業生の素質欠陥を起す原因は多方面であるが、これらの欠陥から

中国の法学教育の現状に多くの問題が潜んでいることも分かるようになった。主には以下の方面から体现している。

(1) 入学定員の増加は全体的な法学教育水準の低下をもたらしている

関係データによると、20世紀80年代の初期、法学院（学部）を設置した大学は全国で唯2校のみであった。1992年になっても63校しかなかったが、1995年になると140校に増え、2002年更に330校に急増した。現在、教育部関係部門の統計によると法学院（学部）か法学専攻を設けた普通高等学校は既に620校に達して、1992年の約10倍に増加した⁽¹⁴⁾。然し、量の増加は法学教育が科学的に発展することに直結するわけではなく、却って問題も発生した。

主たる原因として一、法律人材を育成する資格を持っていない教育機関ないし非教育機構すら続々と法学院（学部）を設置していた。例えば、工科・林業・農業・師範等の学校及び私立学校などは教育施設が完全でなく、法律教学と研究の人材も乏しい。

二、法学教育の度の過ぎた多元化は、教育水準の全体低下を招いてしまった。そして、一部の学校と教育機構は商業化運営の傾向が著しく、単純に金儲けを目指している学校さえあって、法学教育の声誉を低下させることとなった。

(2) 法学教育と実践とのつながりが切れる

現在、我が国の法学教育は伝統の教室授業の教学方法を採用している。そのメリットは学生が基本の法律知識を全面的に把握するのに役立ち、短い時間内で法律思想と内容要領を理解することができる。デメリットは学生が能動性に欠けて理論と実践のつながりが切れることである。伝統モデルの影響で学生が受動的になるだけで、創造的な思考と判断の能力が鍛えられない。

法律学校では法廷調停、法廷弁護、裁判実践或いは弁護士実習などに基づく課程が少ない。学生の実習期間を決めたが、学生人数の増加及び就職圧力の影響で実習制度は、結局単なる形式にすぎない。実務部門は仕事の

圧力と学生の仕事能力の不足で学生実習を受け入れたくなく、受け入れても監督と指導をおろそかにしている。こうして学生の実践活動は見せかけだけの存在になり、職場に就いても早く仕事に適応できない。

(3) 教育理念が乏しい

現在、中国の法学教育はまだ受験教育カテゴリーに属して、学生個人の特长・能力・創造思考などの総合素質の発展を無視した教育モデルである。この教育理念の影響を受けて、法学教育は依然として理論知識の教え込みを重視して専門技能の養成を無視してしまう。

(4) 教育内容は科学的でない

現在、教育内容において、以下の問題が存在している。

その一は基礎理論が重視されていない。近年、一部の法学学校は課程の改定を行っている。例えば法理学や法史学など基礎理論課程の科目と授業時間を短縮して、民商法などの実用課程を増設している。例えば、国家が一つの法律を制定したら、学校は直ぐに相応した科目を開設する現象も出た。

その二は関連学科知識の教育を無視する。多くの学校は学生の国語・歴史・哲学教育を軽視し、さらに、法学専攻に緊密な政治学・経済学・証券・保険・法律実務などの選択履修課程も開設せず、完備する学科体系がまだ形成されていないのである。

(5) 教育・研究を取り巻く環境の低下

大学の3年・4年課程において、学生は就職活動のため、学習を疎かにする傾向がある。

このため、卒業論文作成に力が入らず、引用などの多い内容の乏しいものに成りがちとなる。この傾向は、単に、学部生にとどまらず、修士課程・博士課程の院生にも及んでいる。

一方、指導する教師のサイドにおいても、弁護士などを兼業することがあり、教育・研究に専念出来ない者も少なくない。

VI. 日本における法学教育の諸問題

日本においては、「法学部」という看板は、高いブランド力を持つ⁽¹⁵⁾。すなわち、明治以来の官僚政治の中核は、旧帝国大学の法学部出身者によって占められ、中央大学・明治大学・日本大学・法政大学などの老舗の私立大学は、法学部を基盤に発展してきた。

その名残が今でも残り、国公立・私立を問わず、各大学の法学部のカリキュラムは旧帝国大学に範をとった。

戦後の大学の大量化により、人文科学・社会科学・自然科学の各分野で、新しい学部・学科が生まれ、大学教育は多元化してきた。

しかし、法学部は、伝統の殻から脱却することはなく、格調の高さを保持してきた。

ちなみに、千葉県では、1985（昭和60）年に至るまで法学部が開設されることがなかったことから判断しても、法学部の稀少性やブランド力の高さが知られる。

ところが、政府の規制緩和により、新設大学の設置や学部増設が容易になり、法学部を取り巻く環境は一変した。

全国の大学のうち、法学部を設置しているのは、125校であるが、法学部という学部名以外に、社会科学部（2校）・法経学部（4校）・法政策学部（1校）・現代法学部（1校）・法政経学部（1校）・現代法経学部（1校）・法文学部（6校）などがある。これらを合わせると141校に達する⁽¹⁶⁾。

その結果、法学教育を掲げる大学間に、大きな格差が生じ、下位のランクの大学では、学力の点で、義務教育終了のレベルにすら達していない者まで入学するようになった。

それらの大学では、英文はおろか日本語の読み書きすらおぼつかない学生でも単位をとり、卒業もしていくが、専門知識は限りなく無に近い。

一方、教師の側にも問題がある。或る教育者は、“三猿（教えザル・研究せザル・論文書かザル）の理系教授が日本を滅ぼす”と危惧をなげかけたが、この類の学者は、なにも理科系に限られたものではない⁽¹⁷⁾。大学教員の質の低下については、既に述べたとおりであるが、某大学では論集を発行するにあたり原稿を募集したが、期日までに一本しか集まらず、編集責任者が徹夜をして論文を書き上げた。

大学教育の質に関しては、本来、文部科学省が監督責任を負うべきだが、近年、その行政管理能力は危うくなってきている。

一例を挙げれば、東京の或る株式会社は構造改革特区制度を利用し、L大学を設立したが、専任教員の多くは担当の授業を持たず、研究活動もしていない。授業は、ビデオ主体で、教室には教員不在で、学生は質問の機会さえ与えられていない有様である。

これでは、大学の体裁をなし得ない。文部科学省は、何度もL大学に対し指導を重ねてきたが、大学側はこれを無視してきた。

このような営利主体の大学が存立し得る背景には、2003年⁽¹⁸⁾に文部科学省が「事前規制から事後チェック」へと政策の転換を行ったという事実がある。L大学は、目下、“総合キャリア学部”の単学部であるが、文部科学省が適正な指導を怠れば、研究体制の整わない“法学部”も出現しかねない。

140を超える法学部（及びこれに準じる学部）の格差は、どのように測られるべきであろうか。

大学とは、本来、学術研究の府であり、就職や資格取得の結果をもって、ランク付けを行うべきではない。

しかし、大学の多くが司法試験の受験に力を注いでいる現状から、その試験の合格数や合格率は大学のレベルを知るための一つの尺度となるであろう。そこで、2004年度と2005年度における合格者数からランク付けを試みると、次のようになる⁽¹⁹⁾。

A：例年100人以上の合格者を出す大学

東京大学・早稲田大学・慶應義塾大学・京都大学・中央大学など
5校

B：例年10人以上の合格者を出す大学

大阪大学・一橋大学・同志社大学・名古屋大学・神戸大学など約
20校

C：5年間で、10人以上の合格者を出す大学

専修大学・創価大学・金沢大学・筑波大学・新潟大学など約20校

D：10年間で10人程度の合格者を出す大学

国学院大学・(津田塾大学)・(東京工業大学)・愛媛大学・埼玉大学
など約25校

E：10年間で数人の合格者を出す大学

亜細亜大学・(大阪女子大学)・神奈川大学・岐阜大学・(京都教育
大学) など約20校

F：司法試験にほとんど実績が無い大学

[() は法学系の学部を有していない大学]

上記のランク付けの試みは、従来の司法試験に基づくものであり、2006年から始まった新方式は勘案されていないが、新方式による合格者・合格率の結果を評価するには、4～5年の期間は待たなくてはならないだろう。

ただし、日本の大学を資格試験等で評価することは、十分な注意を要する。

すなわち、お茶の水女子大・東京外国語大学・津田塾大学・東京工業大学などは、元来、法学の専門課程を有していない。これらの大学に在籍あるいは卒業したものは、大学の専門とは無関係に、受験を目的とした予備校・専門学校に通い、受験知識を身につけていくのである。

故に、お茶の水女子大や東京外国語大学に進学することが、司法試験合格への近道とはいえないが、10年以上にわたり一人の合格者も出していないような大学は、法学部の名に恥じるべきである。

文部科学省は、その程度の大学に対し、改善要求をなし、10年ほど経過を見て、なお、大学が実績を出せないならば、「法学部」の名を一度預かり、それに替わり「社会科学部・法学科」「人間総合学部・法学コース」などという名称を名乗る様に厳正な指導をなすべきであろう。

Ⅶ. 中国の法学教育構想を完備する

中国の法学教育の中で存在している問題に鑑みて、着実でかつ有効な措置をとって総合的素質を持つ法曹人材を育成し、社会主義法制化建設の需要に対応すべきである。

1. 学校運営を整頓し、教育管理を強化する

学校運営体制の混乱は、現在の中国の法学卒業生に格差が生じた重要な原因である。この為、法学教育の学校運営資格を厳格に審査して、運営主体の条件と批准プロセスを厳格に規定している上に、法学教育品質の評定体制をも構築する。現有の法学教育運営機関の資格、条件などについて一々審査と整頓を行い、教師レベル、課程の設置、図書資料、教学設備に具体的な要求を提出する。標準に満たない学校の資格をとり消す。これで法学教育の規範化、正規化を実現し、法学人材の品質を保証することができる。

外国の法治発達の経験から見れば法学教育は基礎知識・基本能力と総合的素質を主とする法律学科の教育と職業技能訓練を主とする非学歴の法律職業教育及び新知識、新技能の補充と更新を目的とする継続的な教育より構成されるべきである。

中国の法学教育は基礎知識の伝授を主とする法律学科の教育で、法律職業訓練と新知識と新技能の補充と更新を目的とする継続教育に欠けている。国家はこの継続教育システムを強化して、定期的に経験のある法律実務家を選抜して法律学校に派遣させ、期間を定めて、法学の典型的な問題と民主法制建設中の実際問題を検討すべきである。

法律学校は対象ごとに課程を設置して、異なる教学方式を採用すべきである。かくて、高等教育の法学教育モデルを豊富にさせて、短い時間で高いレベルの複合的な人材を育成し、中国の民主法制建設の需要を満たすことができる。

2. 教育理念を更新し、素質教育を強化する

従来中国の法学教育は学生の総合素質と職業倫理を重視せず、人材育成の品質に影響を来した。新しい情勢の下に、法学教育は素質教育の育成理念を樹立し、知識の伝授、能力の育成と素質の向上と一緒に融合して、中国の高素質法律人材の育成モデルを構築する。

素質教育というのは人材素質の向上を重要な内容と目的にする教育である。法律職業の特徴及び社会の法律人材への需要に基づいて法律人材の素質特徴を以下の方面に纏められる。

第一、幅広い基礎知識。法律人としては法律に詳しいとともに歴史学・経済学及びその他の社会科学と自然科学を真剣に勉強して、幅広い文化知識を持たなければならない。

第二、独特な法律思考能力。法律実務の特質は法律を使って複雑な社会問題を解決することである。法律家は独特な法律思考を持ち、法律家の角度から問題を観察、分析することが要求される。

第三、熟練した法律運用能力。法律家は法律を使って紛争、法律問題を分析、解決する能力を持つことが必要で、法律解釈・法律推理・法律プロセス・証拠運用・法廷弁論・法律文書政策などが含まれている。

第四、高度の法律研究能力。法律は高度な抽象の規則体系であるに対し

て、現実生活は千変万化で、絶えず発展しているので、法律家は静態の法律と動態の現実のバランスをとり、規則と個別事件の関連を探さなければならぬ。こうしてある程度問題を分析、解決する研究能力を備えなくては行けない。

第五、高尚な職業倫理。法律職業は社会公平と正義を維持する重任を担い、法律家は最高の法律権威を代表し、神聖なる職業は廉潔、剛直、正義の品格を要求されている。

3. 課程体系を完備し、教育手段を改善する

ボーデンハイマー⁽²⁰⁾の言った通り、「自分が本格的に有用な公僕になるために実務家は、先ず文化修養と豊富な学識を持つ人間でなければならない」。これは法学教育の中で完全な知識体系を設置することが必要である。先ず、完成された基礎課程と専門課程体系を設置する。法学教育は必ず専門課程以外に、相応な人文と自然の基礎課程を設けて、学生に法律職業が供給される複合的な知識構造を与える。次はバランスのとれた理論課程と実践課程の計画を遂行する。当面の法学教育は実務の法律課程を適当に増え、教学内容は裁判事件に結び付けて法律法規の具体的運用と裁判の過程及び司法実務の中で必要な問題点をメインとして学生たちを指導して学んだ法学理論知識を司法実践の中に活用させる。

教学内容の調整の他に教学方法の革新も学生の職業能力の育成にとって特に重要である。判例研究、論議式教学、質疑応答教学及び弁論式教学を通して学生の総合的な分析能力、法律推理能力を鍛え、裁判事件の公開審理を見学することを通じて学生に高尚な法律信仰と真剣な仕事理念を樹立させ、模擬法廷で学生の操作能力、論理能力と応変能力を磨かせる。

4. 理念教育を強化し、職業道徳を養成する

法律教育の養成対象は主に弁護士、裁判官と検察官であり、彼たちの職責は正義を保護し、公道を主張することである。

ここで法律教育は一般的教育或いは専門教育以外に学生の道德素質と人生観・価値観・世界観の養成も重視しなければならない。だから、法学教育は「人を本にする」精神を堅持し、即ち法学教育を人文教育と結びつけて、特に道德教育と信仰教育を重視する。学生を法学学科について系統的に了解し把握させる同時に、法律の他律を道德の自律へ切り替えさせて、そしてこの自律を誠実でかつ真剣な内心需要に変えられ、つまり人間の心の奥まで突っ込んで、生命に溶け込んで、魂の一部の信仰になるのである。

あとがき

以上、教育モデル・課程設置・教育方法・教師レベルの四つの方面から中日法学教育の比較研究を行い、最後に、法学教育の中で存在している問題と法学教育の改善策を提出した。これは中国が直面している問題ばかりでなく、日本の法学教育も関わるもので、両国は協力の下によりよき法治の実現と優秀な人材を育成するために協力すべきである。なお、中国に関する部分は、主として王玉珊が担当し、日本に関する部分は、主として堀毅が担当した。

また、上海政法学院倪正茂氏より各方面にわたり貴重なご教示を賜った。謹んで謝意を表したい。

注

- (1) 「2006年中国法学ベスト100」『中国大学評価』2006年5月
- (2) 『高等学校設定標準』（中華人民共和国教育部教育司編著、2000年）
- (3) 「2006年中国法学ベスト100」『中国大学評価』2006年5月
- (4) 『法制日報』2004年9月8日
- (5) 『平成17年度 学校基本調査報告書（高等教育機関）』（文部科学省・生涯学習政策局調査企画課、2007年、国立印刷局）

全国の大学のうち、法学部を設置しているのは、125校であるが、法学部という学部名以外に、社会科学部（2校）・法経学部（4校）・法政策学部

- (1校)・現代法学部(1校)・法政経学部(1校)・現代法経学部(1校)・法文学部(6校)などがある。
- (6) 『全国高等学校法学専門核心課程教学基本要求』(中華人民共和国教育部教育司編著、2005年)
- (7) 『法律専攻院生を設置する報告』(国務院学位委員会、1995年)
- (8) 『東北財経大学法学専門授業設定』(東北財経大学法学学部編、2004年)
- (9) 『東北財経大学職階評定基準』(東北財経大学教務部編、2004年)
- (10) 教授・助教授・助手・(講師)という序列は、日本の大学の職位の典型であるが、「大学等の教員組織の整備」に係わる学校教育法の改正により、2007年4月から、教授・准教授・助教・(講師)となる。
- (11) 『大学ランキング』(朝日新聞、2007年) P125
- (12) 中国司法部司法試験事務室が公表するデータ、2006年1月
- (13) 『法制晩報』2003年8月1日・
- (14) 同注(1)
- (15) 法学部のブランド力は、法学部と経済学部/商学部の両学部を有する私立大学における両学部の偏差値を比較してみると、明らかにされよう。

	法学部	経済学部/商学部
慶應義塾大学	81	78
早稲田大学	81	79
上智大学	78	73
中央大学	76	64
同志社大学	73	69
立教大学	72	67
立命館大学	72	66
青山学院大学	70	69
法政大学	70	65
明治大学	70	66

上記における10校のうち、中央大学・法政大学・明治大学などは、元来、法学部が主体として開設された経緯があるが、慶應義塾大学・早稲田大学などはそのような経緯はない。20~30年前までは、慶應では“経済学部”、早稲田では“政経学部”が看板学部であった。

上記の大学は、いずれも100年以上の歴史があり、各学部には特色があるが、法学部の偏差値が経済学部/商学部の偏差値を上回っていることから、社会科学系の分野において、法学部のブランド力が認められるのはなかろうか。[出典：《第四回ベネッセ駿台共催記述模試》(2005年10月実施)]

- (15) 『大学ランキング』（朝日新聞、2007年）P326
- (16) 『平成17年度 学校基本調査報告書（高等教育機関）』（文部科学省・生涯学習政策局調査企画課、2007年、国立印刷局）
- (17) 岩瀬正則「三猿理系教授が日本をほろぼす」（『諸君』2007年2月）
- (18) 『日本経済新聞』2007年2月12日
- (19) 司法試験に関し、2006年度から新制度に移行したため、大学別合格者数・合格率等は、今後数年間は流動的になると予測される。

2004年と2005年の旧制度による司法試験合格実績を示すと以下のとおり。

司法試験第2次試験大学別合格者数一覧表

	05年度	04年度			
			学習院大	8	10
早稲田大	228	226	広島大	8	10
東京大	225	226	専修大	8	8
慶應義塾大	132	170	創価大	7	9
中央大	122	121	金沢大	6	6
京都大	116	147	筑波大	5	4
大阪大	57	45	新潟大	5	4
一橋大	51	57	東京都立大	4	13
同志社大	48	30	静岡大	4	4
名古屋大	32	26	横浜国立大	4	4
神戸大	30	33	熊本大	4	3
北海道大	30	16	駒澤大	4	0
東北大	29	29	近畿大	3	3
明治大	28	46	成蹊大	3	2
立命館大	26	23	お茶の水女子大	3	1
上智大	24	25	成城大	3	1
九州大	23	21	南山大	3	1
関西大	23	19	明治学院大	2	4
法政大	22	12	東京外語大	2	2
立教大	19	21	龍谷大	2	2
日本大	14	12	國學院大	2	1
関西学院大	13	16	津田塾大	2	1
大阪市立大	13	6	東京工業大	2	1
青山学院大	11	11	愛媛大	2	0
千葉大	9	7	埼玉大	2	0

東海大	2	0	亜細亜大	1	0
東洋大	2	0	大阪女子大	1	0
国際基督教大	1	4	神奈川大	1	0
駿河台大	1	3	岐阜大	1	0
岡山大	1	2	京都教育大	1	0
香川大	1	2	甲南女子大	1	0
京都産業大	1	2	滋賀大	1	0
東京女子大	1	2	信州大	1	0
愛知大	1	1	西南学院大	1	0
大阪外語大	1	1	東京農工大	1	0
大阪府立大	1	1	東北学院大	1	0
北九州市立大	1	1	奈良女子大	1	0
甲南大	1	1	日本女子大	1	0
神戸学院大	1	1	弘前大	1	0
島根大	1	1	福島大	1	0
東京学芸大	1	1	藤女子大	1	0
獨協大	1	1	桃山学院大	1	0
北海学園大	1	1	和光大	1	0
三重大	1	1	その他・一次合	1	16
名城大	1	1	合計	1,464	1,483
中央学院大学	0	1			

(20) Edgar Bodenheimer、アメリカ法律哲学者

参考文献 [最新発行順]

- [1] 周漢華『法学前沿名家談』（中国政法大学出版社、2006年）。
- [2] 石裕東「浅淡法学教育中的实践性教学」（『法制与社会』雲南省法学会、2006年第8期）。
- [3] 向明「我国高校法学教育中的職業道德教育」（『文教資料』南京師範大学、2006年第14期）。
- [4] 李文發「浅論法学教育改革的若干問題」（『教育与職業』中華職業教育出版社、2006年第27期）。
- [5] 唐慧「高等法学教育中的素質教育透析」（『教育与職業』中華職業教育出版社、2006年第20期）。

- [6] 張那「法学教育的困惑和出路」(『人民法院報』中華人民共和國最高人民法院、2005年5月25日)。
- [7] 馬衛華「中日法学教育体制之比較」(『中国電力教育』中国電力教育協會、2004年第4期)。
- [8] 蔡東方「WTO与依法行政」(『三明高等專科學校學報』三明高等專科學校、2004年第21期)。
- [9] 朱蘇力「面向中国的法学」(『法制与社会發展』吉林大学、2004年第3期)。
- [10] 韓大元「当代法学教育改革趨勢」(『中国大学教学』華南理工大学、2003年第10期)。
- [11] 李竜「論法学素質教育」(『貴州大學學報』貴州大學、2002年第1期)。
- [12] 刑曼媛「論法学教学方法」(『山西警官高等專科學校學報』山西警官高等專科學校、2002年第1期)。
- [13] 張文顯「入世与法学教育改革」(『中国高等教育』教育部、2001年第6期)。
- [14] 季濤「法学方法論的更新与中国法学的發展」(『浙江社会科学』浙江社会科学界連合会、2000年第5期)。
- [15] 楊振山「中国法学教育沿革之研究」(『政法論壇』中国政法大学、2000年第4期)。
- [16] 李竜「中国法学教育百年回顧」(『現代法学』西南政法大学、1999年第6期)。
- [17] 曾憲義「十一回三中全会与中国法学二十年」(『法学家』中国人民大学、1999年第1期)。
- [18] 陳明華/湯能松『法学教育研究(1978~1998)』(中国政法大学出版社1998年7月)。
- [19] 李竜「論中国法学教育的改革」(『中国法学』中国法学会、1997年第6期)。
- [20] 王振民(1996)「略論法学教育与法学職業」(『中国法学』中国法学会、1996年第6期)。
- [21] 方流芳「中国法学教育觀察」(『比較法研究』中国政法大学、1996年第2期)。
- [22] 日中友好法律家訪中団『法律家の見た新しい中国』(荒井法律事務所、1978年)『』
- [23] 第三回訪中法律家代表団『革命の中の中国—1965—』(労働旬報社、1966年)